

令和2年10月2日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 中国支部長 様

広島県土木建築局技術企画課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県長寿命化技術活用制度 令和2年度の技術登録に関する審査について (通知)

別紙のとおり、広島県長寿命化技術活用制度の令和2年度の技術登録に関する審査について、  
第9回登録に係る申請期限を定めたので情報提供します。

担当 企画調査グループ  
電話 082-513-3859 (ダイヤルイン)  
(担当者 東埜, 酒井)

# 広島県長寿命化技術活用制度

## 令和2年度の技術登録に関する審査について

広島県では公共土木施設の長寿命化に資する技術を募集しており、今年度の技術登録について、**令和2年10月31日**までに申請のあった技術について審査を行いますので、登録を希望される方は期限までに申請書類の提出をお願いします。

※技術登録につきましては、令和3年3月を予定しております。

※技術募集は随時受け付けており、令和2年11月1日以降に申請された技術は、令和3年度の手続きとなる予定です。

### 《広島県長寿命化技術活用制度について》

#### 1 概要

今後、老朽化が懸念される公共土木施設の維持管理を適切に行うため、平成26年度からインフラ老朽化対策推進事業を展開しております。

この中で維持管理に係るコスト縮減等に取り組むため、民間等から長寿命化に資する技術を募集し、活用効果のある技術について登録を行う「広島県長寿命化技術活用制度」を平成26年度に創設し、現在70の技術が登録されています。

#### 2 募集対象技術

点検・診断・モニタリングの効率化技術、既設構造物の長寿命化を図る補修・補強技術等の公共土木施設の長寿命化に資する技術

#### 3 申請から活用までの流れ

##### (1) 申請

広島県土木建築局技術企画課へ申請書類等を提出して申請

##### (2) 評価

申請された技術は、広島県長寿命化技術検討委員会(委員長:中山隆弘広島工業大学名誉教授)での意見を踏まえ、県の審査会で次の区分1～区分3に評価

- 区分1 : 活用するにはさらなる開発または改良が必要な技術
- 区分2 : 試験施工で効果を確認することが必要な技術
- 区分3 : 活用促進を図る技術

##### (3) 登録

「区分1(開発・改良支援技術)」「区分2」,「区分3」と評価した技術については、「広島県長寿命化技術登録簿」に登録し、県ホームページで技術の概要等を公表します。

##### (4) 活用

登録技術については、区分に応じ、公共事業での活用を推進しています。

### 《問い合わせ先・申請資料など》

#### 1 申請資料・パンフレット等は広島県ホームページに掲載

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/>

#### 2 問い合わせ先

広島県土木建築局技術企画課 企画調査グループ 東埜, 酒井  
082-513-3859(ダイヤルイン)



【県HP QRコード】

# 申請から活用までの流れ

時期

お申し込み

募集

申請資料は広島県ホームページで確認できます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/>

このページより技術の申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項をご記入下さい。

申請

申請書類一式を下記のどちらかの方法で、ご提出下さい。

- ① 郵送
- ② 直接広島県庁の窓口へ提出  
(郵送先・提出先は、下記の「お問い合わせ先」と同様です)

審査

申請された技術について

「長寿命化技術検討委員会」より意見を聴取し、その後、審査会にて審査を行います。  
(区分1～3に評価)

登録

区分3、区分2の技術と区分1のうち開発・改良支援技術は「広島県長寿命化技術登録簿」に3年を経過する日の属する年度の末日まで登録します。  
(推奨技術は、登録期間を3年から5年に延長します。)

活用

広島県内の公共事業で活用を推進していきます。

1年に1回

広島県土木建築局

お問い合わせ先(申請書類の郵送・提出先)

広島県土木建築局 技術企画課 企画調査グループ  
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52  
TEL:082-513-3859(直通)



登録技術の概要等については、県ホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/>



広島県長寿命化技術活用制度

## 公共土木施設の 『長寿命化に資する技術』 を募集



広島県土木建築局

# 広島県を支える事業者の皆様へ

この先、広島県の公共土木施設は「維持・修繕」の時代を迎えます。

県内には老朽化する施設が数多くあり、これらを安全に維持していくためには多額の費用が必要です。

そこで広島県では、維持・修繕のコスト削減が可能な技術を蓄積し、積極的に公共事業に活用できるよう「広島県長寿命化技術活用制度」を設けました。

現在、『広島県長寿命化技術登録簿』に登録する、

# 公共土木施設の『長寿命化に資する技術』を募集しています。



## どんな技術を募集しているの？

公共土木施設(建築を除く)の長寿命化に資する技術

### 対象技術

- ①点検・診断・モニタリングの効率化技術 ②建設時・更新時に長寿命化を図る技術  
 【技術区分】③既設構造物の長寿命化を図る補修・補強技術 ④維持管理に係るライフサイクルコストを削減する技術  
 ⑤既設構造物の維持管理を支援するシステム技術

【対象施設】公共土木施設(建築は含まない)…①道路 ②河川 ③ダム ④砂防 ⑤港湾 ⑥海岸 ⑦下水道 ⑧公園 など

### 申請事業者

県内事業者(広島県内に、本社・本店、又は生産拠点<sup>※1</sup>がある民間事業者等)  
 ただし、国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている長寿命化に資する技術は  
 県外事業者も申請可能  
 ※1「生産拠点がある」とは、「県内の工場等で材料・製品等を生産している、または県内の事業所等に機材、解析設備等を保有し工事、調査を行っている」の意

## どんな技術が登録されるの？

### 登録要件

- ①県内開発技術<sup>※2</sup>又は県外開発特例技術<sup>※3</sup>で公共事業に活用できるもの
- ②原則として単価設定が可能なもの
- ③「技術の成立性<sup>※4</sup>」を満足しているもの
- ④「公共事業への適用性<sup>※5</sup>」があるもの
- ⑤コスト削減など従来技術と比べ活用の効果が同程度以上であるもの

※2 県内事業者が開発した技術  
 ※3 国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている、長寿命化に資する技術  
 ※4 論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や用途が定める基準等を満足するもの  
 ※5 当該技術に関する適用条件(自然条件、現場条件)、積算基準及び、施工管理基準等が明らかであるもの

技術の成立性、公共事業への適用性、活用効果等を評価し、3段階に区分します。このうち区分3、区分2、区分1(開発・改良支援技術)を「広島県長寿命化技術登録簿」に登録します。

- 区分
- 区分1 活用するにはさらなる開発または改良が必要な技術
  - 区分2 試験施工で効果を確認することが必要な技術
  - 区分3 活用促進を図る技術

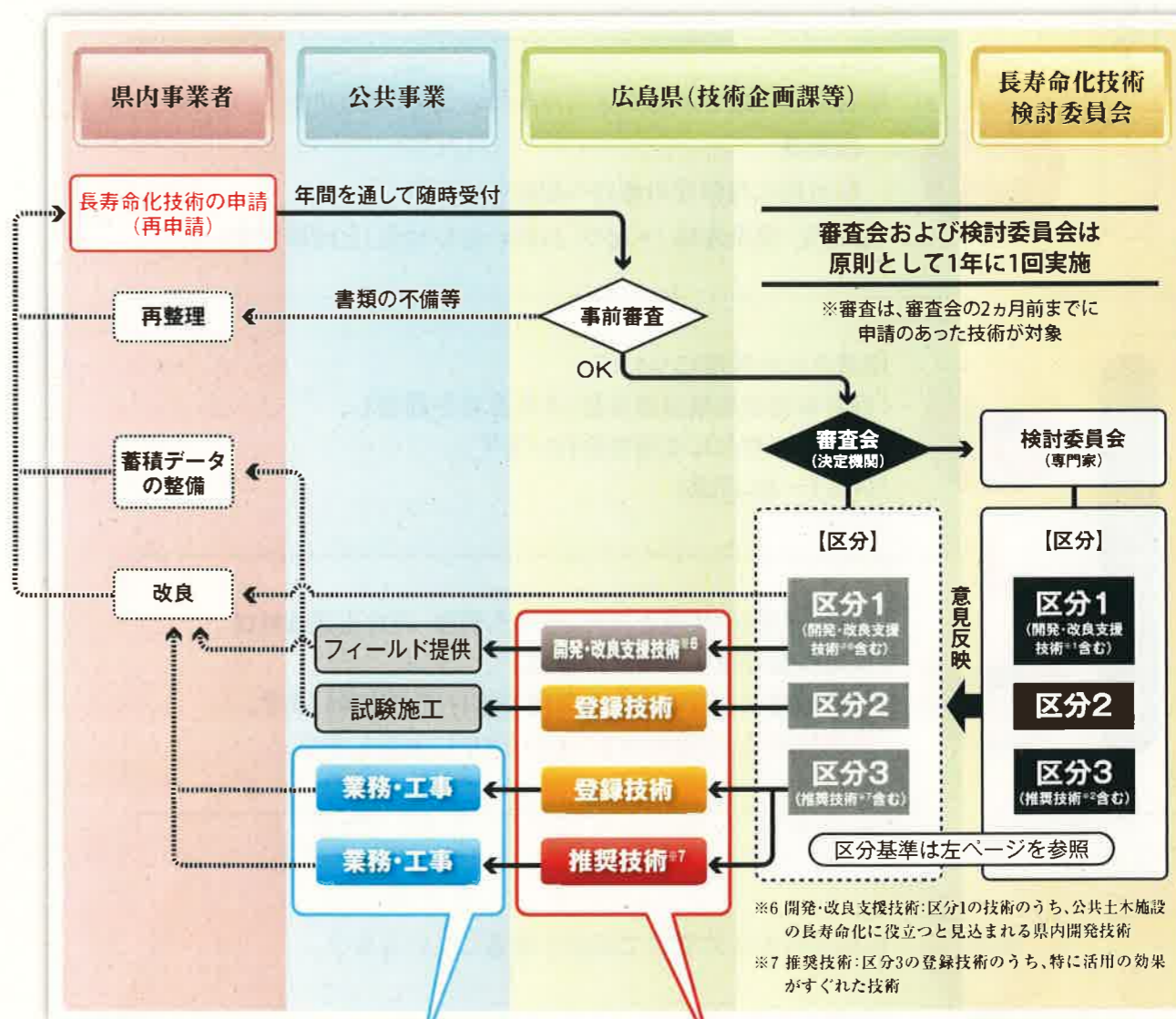
登録期間 3年を経過する日の属する年度の末日まで  
 区分3と判定した技術のうち、特に活用の効果が優れた技術は、「広島県長寿命化推奨技術」として認定し、登録期間を3年から5年に延長します。

広島県長寿命化  
 技術登録簿に  
**登録**

## 登録されるとどうなるの？

- ①区分3と判定した技術は、登録技術の内容や参考単価等を広島県HPで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、公共事業での活用を推進します。
- ②区分2と判定した技術のうち、試験施工対象技術として指定した技術は、実証フィールドを提供します。
- ③区分1のうち開発・改良支援技術と判定した技術は、県が技術の開発・改良に必要なフィールドを提供します。

## 『広島県長寿命化技術活用制度』の評価・登録フロー



維持・修繕等に関する公共事業への活用を推進!

広島県ホームページに情報を掲載!

